

# 令和7年度 水質検査計画



深川市建設水道部上下水道課

# 目 次

1	はじめに	1
2	水質検査の基本方針	1
3	深川市水道事業の概要	2
4	水道水の状況	3
5	検査地点と検査項目及び検査頻度	3
6	臨時の水質検査に関する事項	5
7	水質検査の方法等	5
8	関係機関との連携	6
9	水質検査結果の公表と見直し	6

## 1 はじめに

本市の水道水は、一市四町（深川市、沼田町、秩父別町、北竜町、妹背牛町）で構成する北空知広域水道企業団からの受水と、更進地区に設けた膜ろ過浄水設備での2通りの方法で、水道水を供給しています。

そのうち北空知広域水道企業団から受水している水道水の水源は、石狩川水系幌新太刀別川（沼田ダム）より取水しており、適切な浄水処理を経て各地域に配水されています。

また、更進地区の水道水は、浅井戸を水源としており、膜ろ過及び消毒等の処理を経て各家庭に配水されています。

市では、安全でおいしい水を供給するため、水源の保全や配水池及び水道管等を適正に維持管理していくことを常に心がけており、水質に関しては定期的な水質検査を実施し、水質の安全性を確保してきました。

深川市では、水質基準の改正毎に、水質検査項目、検査頻度等について検討を行い、以下のように水質検査計画を策定してまいりました。

この水質検査計画については、次年度以降も水質の状況変化に応じて見直しを行う等、より一層安全で安定した水質管理を行い、みなさまにおいしい水を飲んでいただけるよう努力いたします。

## 2 水質検査の基本方針

深川市では、安全で安心な水を供給するため、以下の基本方針に基づき水質検査を行うこととします。

### （1）検査地点

水道法で水質基準が適用されている給水栓水とします。

更進地区の原水については浄水施設に設けられた原水採水用給水栓とします。

### （2）検査項目

水道法で定められている給水栓水の毎日検査及び水質基準項目とします。

また、更進地区については水質管理目標設定項目（農薬類）やクリプトスポリジウム等検査も実施します。

### （3）検査頻度

毎日検査は色、濁り、残留塩素について1日1回以上行います。

水質基準項目については、水道法で定められた頻度に基づき、項目に応じ設定し検査を実施します。

### 3 深川市水道事業の概要

深川市の水道は、北空知広域水道企業団から受水し、深川配水池に貯水した後、深川市街等に直接配水するとともに、納内、多度志・音江等の各配水池に送水し、各地区へ水道水の供給を行っています。

また、更進地区の水道については、浅井戸を水源とする更進水源地から取水し、膜ろ過及び消毒処理を経て各家庭に配水されています。

これら上水道の配水については、中央監視システムにより水質・水量等を監理し、安定した水道水の供給を行っています。

#### 深川市水道の現況

区 分	深川市上水道（更進地区を除く）	深川市上水道（更進地区）
創 設 年 度	昭和32年	
計 画 給 水 人 口	29,000人	132人
給 水 区 域 内 人 口	18,505人	124人
給 水 人 口	17,615人	97人
計 画 日 最 大 給 水 量	13,333 m <sup>3</sup> /日	66 m <sup>3</sup> /日
施 設 概 要	管径 φ30～φ700mm	管径 φ40～φ75mm
	管路延長 L=363.7km	管路延長 L=5.7km
	深川配水池 7,000 m <sup>3</sup>	更進配水池 83 m <sup>3</sup>
	納内配水池 260 m <sup>3</sup>	
	多度志配水池 220 m <sup>3</sup>	
	音江配水池 1,376 m <sup>3</sup>	
	稲田配水池 108 m <sup>3</sup>	

令和7年2月末現在

## 4 水道水の状況

深川市上水道（更進地区を除く）は沼田ダムを水源とし水道用水供給事業者である北空知広域水道企業団が適正な方法により浄化した水を受水しています。

更進地区上水道は旧更進簡易水道が平成23年度に深川市上水道に統合された別に水源を有している水道で、普段は良質な水ですがその水源は浅井戸であることから地表水や沢水の影響を受け易く、下記に示すような注目すべき項目があります。

### 更進原水において注目すべき汚染要因と水質項目

原水汚染が考えられる要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降雨、融雪や上流域の森林開発による濁水の流入</li> <li>・ 畜舎等の排水</li> <li>・ クリプトスポリジウム等による汚染※1</li> <li>・ 水源域に散布される農薬</li> </ul>
水質管理上注目する項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 濁度</li> <li>・ アンモニア態窒素</li> <li>・ 大腸菌</li> <li>・ クリプトスポリジウム指標菌</li> <li>・ 農薬類検査</li> </ul>

※1 更進地区の浄水は厚生労働省より通知された「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」の中で示されている予防対策として膜ろ過浄水施設を平成17年度に整備しています。

## 5 検査地点と検査項目及び検査頻度

### (1) 検査地点

#### ア 深川市上水道（更進地区を除く）

浄水	稲田配水池に貯水し配水している給水栓水
----	---------------------

#### イ 更進地区上水道

原水	更進浄水施設の入口地点に設けた給水栓水
浄水	更進配水池から直接配水している給水栓水

## (2) 検査項目

### ア 毎日検査

色、濁り、消毒の残留塩素の3項目について給水栓水において検査します。

### イ 法令に基づく検査

水質基準51項目について検査します。

### ウ 水質管理目標設定項目検査

更進地区の水源地で使用される農薬の散布時期に合わせ、水質管理目標設定項目として農薬類(4種類)の検査を実施します。

### エ クリプトスポリジウム等対策検査

更進地区上水道の原水について指標菌検査4項目の検査を実施します。

## (3) 検査頻度

### ア 毎日検査

給水栓水について1日1回以上行います。

### イ 水質基準項目(51項目)

#### (ア) 深川市上水道(更進地区を除く)

- ・給水栓水の全項目検査を年1回実施します。
- ・給水栓水の項目別検査(9項目)を年11回実施します。
- ・給水栓水の項目別検査(12項目)を年3回実施します。
- ・水中のカビ臭原因となる藻類の発生しやすい期間に、給水栓水の項目別検査(2項目)を年3回実施します。

#### (イ) 更進地区上水道

- ・給水栓水の全項目検査を年1回実施します。
- ・給水栓水の項目別検査(10項目)を年11回実施します。
- ・給水栓水の項目別検査(11項目)を年3回実施します。
- ・水中のカビ臭原因となる藻類の発生しやすい期間に、給水栓水の項目別検査(2項目)を年3回実施します。
- ・原水の全項目検査(消毒副生成物の11項目と味の項目を除く)を年1回実施します。
- ・原水の項目別検査(8項目)を年11回実施します。

#### (ウ) 水質管理目標設定項目

- ・更進原水の農薬類(4種類)検査を年1回実施します。

#### (エ) クリプトスポリジウム等対策検査

- ・更進原水のクリプトスポリジウム等検査を年4回実施します。

#### (オ) PFOS、PFOA 対策検査

- ・ 稲田及び更進浄水の PFOS、PFOA 検査を年 1 回実施します。

#### (カ) 検査頻度の決定について

- ・ 検査の頻度については、水道法施行規則に定められた回数を原則とし、過去三年の検査結果の状況等、法令上で回数を減じることが出来る要件を満たす項目については検査頻度を減ずることとします。

## 6 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査については、水道水が以下のような場合により水質基準に適合しないおそれがあるときに実施します。

- (1) 水源等の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近・給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流しているとき。
- (4) 送配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (5) その他特に必要があると認められるとき。

## 7 水質検査の方法等

給水栓等における水質基準項目等の検査は、水道法第 20 条第 3 項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者に委託をして実施します。

また、水質検査の信頼性確保のため、受託できる要件として社団法人日本水道協会が認定する水道水質優良試験所規範（水道 G L P）または国際規格 I S O 9 0 0 1 もしくは I S O 1 7 0 2 5 の認定を受けていることとしています。

検査方法については「水質基準に関する法令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等により実施します。

試料は、受託者が採水しクーラーボックス等に入れ冷却したのち、破損防止の措置を施したうえ、法に定められた時間内に検査の実施が可能な方法で運搬します。

## 8 関係機関との連携

水質が変化し安全性に問題等が生じた場合は、北海道空知総合振興局、深川保健所、北空知広域水道企業団及び本市関係部局と連携して対応し、問題解決に努めます。

## 9 水質検査結果の公表と見直し

水質検査計画に基づき水質検査を実施し、その結果については水質基準との適合状況を含め、上下水道課窓口及びホームページ等で公表します。

また、水質検査計画の見直しは、検査結果や水源域の状況変化に応じ行っています。